

選挙カーで候補者の名前を連呼することをやめる決議(案)

令和4年12月19日

佐倉市議会議長 高木 大輔 様

(発議者)

選挙期間中、いわゆる選挙カーが走行中、候補者の名前を連呼する行為は、公職選挙法第百四十条の二で認められている。他方、過去には同法で、走行中の車両では名前の連呼行為は禁止されていた。その禁止法理は、騒音により住環境に騒音をもたらすからであり、端的にいえばうるさいからだ。

2019年の統一地方選の折、幼児を育てている保護者から「子どもを寝かしつけても、名前を連呼する選挙カーが通るたびに泣き出すため、連呼をやめてほしい」という趣旨のメールが、複数の議員の元に入ったことは、端的にその法理を言い当てている。

名前の連呼は、単に市民に候補者の名前を刷り込む行為に他ならない。

選挙戦とは、本来政策やビジョンを訴えるものであり、名前の刷り込みを競う戦いではない。

政策やビジョンの訴えは、選挙チラシや駅頭等で行う演説でできる。名前の刷り込み効果しかない連呼行為は、佐倉市に騒音をもたらし、市民生活を乱すことになる。

以上より、選挙期間中、佐倉市では走行中の選挙カーで候補者の名前を連呼する行為をしないよう努めることとする。

以上、決議する。

佐倉市議会